

都市計画マスタープラン（案）意見募集

加西市では令和4年度末を目標に「都市計画マスタープラン」の改訂を進めています。

都市計画マスタープランは、各地域における土地利用や道路、公園、下水道をはじめとした公共施設の整備の方針など、10年後のまちの将来像を定めるまちづくりの基本となる計画です。

現行の都市計画マスタープランは策定から10年以上が経過し、この間の社会情勢の大きな変化や上位計画である第6次加西市総合計画の策定（令和3年3月）を踏まえ都市計画マスタープランの改訂を行うものです。

つきましては、現段階での新たな都市計画マスタープラン（案）について、次のとおり意見を募集（パブリックコメント）しますので、皆様のご意見をお寄せください。

募集期間…11月22日（火）～12月16日（金）

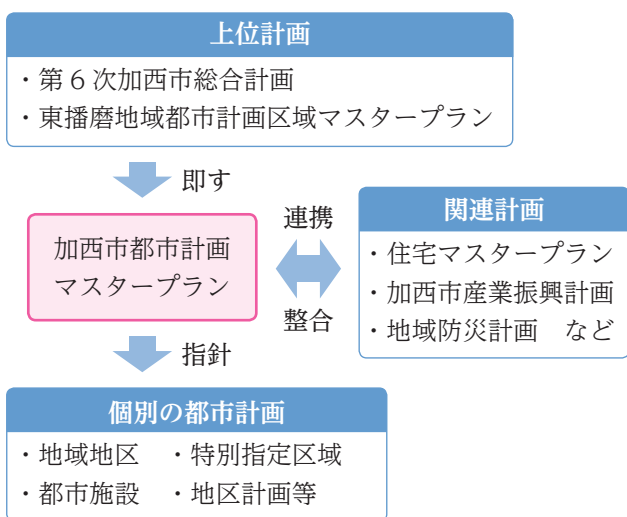
閲覧場所…都市計画課、公民館、地域交流センター

※市ホームページでも閲覧できます。

意見提出…閲覧場所にある「意見用紙」を提出してください。

問合せ先…都市計画課 ☎ 8753

【都市計画マスタープランの位置づけ】



【地区別説明会】

校区問わず全ての開催場所で、どなたでも参加できます。

開催日	時間	場所
12月7日(水)	19:00～	市民会館
12月8日(木)	19:00～	南部公民館
12月9日(金)	19:00～	北部公民館

「未来型児童館」ワークショップ参加者募集

加西市では、今年度「加西市子育て応援5つの無料化！」を実施しています。さらなる子育て環境を充実させるため、本市の子ども・子育ての総合的な拠点施設として「加西市未来型児童館」整備に向けて、基本構想を策定しています。保護者が抱えている子育てに関する課題や、子どもたちが望んでいる学びや遊びの環境等についてご意見・ご提言をいただき、基本構想策定に反映すべく、ワークショップを実施させていただきます。

内容	開催日ごとにテーマを設け、グループ別のディスカッションを行います。
日時	【第1回】11月19日（土）10:00～12:00 【第2回】12月3日（土）10:00～12:00 【第3回】12月18日（日）10:00～12:00
場所	健康福祉会館研修室
対象・募集人数	【第1回】【第3回】0歳～18歳までの子どもがいる保護者 3名程度 【第2回】中学生・高校生 3名程度
応募方法	応募用紙にご記入のうえ、郵送、持参、FAXまたはメールのいずれかで下記まで提出※応募用紙は、市のホームページからダウンロードできます。
募集期間	11月1日（火）～15日（火）
問合せ先	〒675-2395 こども未来課 ☎ 8726 fax 42-8731 kodomo@city.kasai.lg.jp

未来の学校構想検討委員会の答申

加西市の小中学校の将来構想を考える「加西市未来の学校構想検討委員会」は9月26日に市民会館で、西村市長に答申書を提出しました。



西村市長に答申書を渡す渡邊隆信会長

提出しました。答申書では令和8年度を目標に善防、加西、泉の3中学校を統合した新中学校と北条中学校の

2校に再編し、小学校は全11校を維持するとなりました。検討委員会は昨年10月から計9回の会議を開き、少子化を踏まえた教育環境の整備に向け、保護者や住民、教職員へのアンケートや視察を行いました。

答申を受けて、加西市は10、11月にワークショップを開催し、広く市民から意見を聞き、方針決定に反映させることとしています。

問合せ先…教育総務課 ☎ 8770

「加西市人権尊重のまちづくり条例」制定

加西市は、すべての市民等が真に大切にされ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、「加西市人権尊重のまちづくり条例」を令和4年10月1日に施行しました。

「加西市人権尊重のまちづくり条例」に関する内容は、市ホームページで確認できます。

問合せ先…人権推進課 ☎ 8727

Ｑ どうして条例を制定したのですか？

Ａ 加西市では、令和3年4月に、「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」を制定し、今まさに起こり得る人権侵害に対して取組を進めてきました。しかしながら、感染症以外にも、様々なことに起因する人権侵害が依然として存在しており、インターネットによる人権侵害等、形態も多様化しています。そこで、人権侵害を前もって防ぐことや、人権侵害が行われた場合の相談支援について定めています。

Ｑ どんなことが決められたのですか？

Ａ 誰であっても人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢、出身、経歴等を理由に差別的な発言や行動をしてはいけないことだと定めています。

そのために、「市が責任をもつてすること」「市民のみなさんの責務」「事業者のみなさんの責務」を定めています。

市の責務

差別を防止するため、市のホームページや広報かさい等で人権施策について発信したり、市民のみなさまの人権意識の向上を目指した住民人権学習等での教育・啓発活動を行ったりしていきます。

また、人権侵害等を受けた方からの人権相談には、人権擁護委員や法務局と連携して対応します。

市民の責務

市民のみなさまには、お互いの人権を尊重し、自らの人権意識の高揚に努め、人権侵害をしないよう、お願いしています。

また、市が実施する人権施策に協力していただくこともお願いしています。

事業者の責務

事業者のみなさまには、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図っていただくよう、お願いしています。

また、市が実施する人権施策に協力していただくこともお願いしています。

住吉神社本殿と拝殿重要文化財に指定へ

令和4年10月12日、国の文化審議会は住吉神社本殿（3棟）、拝殿（1棟）を重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申しました。指定理由は、同規模・構造かつ大型の住吉造本殿3棟が並び建つ事例は、全国的に稀有であり、住吉神社最大の特色であるとともに、住吉造の変遷の一形態を示すものとして高い評価を受けたためです。

加西市での重要文化財指定は、1983（昭和58）年の一乗寺本堂以来、39年ぶりのことです。今回の指定により、市内の重要文化財（建造物）は8件11棟となります。



本殿



拝殿

〈住吉神社について〉

717（養老元）年創建と伝わる播磨国三宮（さんのみや）・縣社（あがたしゃ）です。本殿3棟は1849（嘉永2）から1852（嘉永5）年の江戸後期に建てられたことが、棟札や厨子の墨書により明らかにされています。また、西本殿の棟札から市村（現加西市市村町か）の宮大工・中□常治郎清重により建築されたと考えられます。このように、地方宮大工の技巧がいかなく発揮されていることも特徴です。

問合せ先…生涯学習課 ☎ 8775